

京都市御池駐車場における駐車料金の徴収誤りについて

京都市御池駐車場において、京都市道路附属物自動車駐車場条例で規定する額よりも高い駐車料金を、誤って徴収していたことが判明しましたので御報告いたします。

1 徴収誤りの概要

平成31年3月に同条例を改正し、令和元年10月1日から自動二輪車及び原動機付自転車に係る土曜日・日曜日・祝日（午前6時～午後12時）の上限料金（520円）を新たに設定することとしたが、当該上限料金を適用せずに駐車料金を誤って徴収していた。

誤徴収件数：約1,200件、誤徴収総額：約70万円

2 徴収誤り発生の経過

- ・ 本年7月27日夕刻に、京都市御池駐車場の指定管理者である京都御池地下街株式会社から建設局に対し、令和元年10月1日から令和3年7月25日までの間の土曜日・日曜日・祝日において、当該上限料金を適用しないまま、駐車料金を誤って徴収していた旨報告があった。
- ・ 令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴う料金改定の施行時に、精算機のシステムや場内掲示、ホームページの掲載内容等を変更したが、当該上限料金の設定についてのみ変更処理が行われず、建設局も確認を怠っていた。

3 徴収誤り判明後の対応

(1) 適正な駐車料金徴収の実施

7月31日（土）から、当該上限料金を反映した適正な駐車料金を徴収できるよう、精算機のシステムや場内掲示、ホームページの掲載内容等を速やかに修正した。

(2) 過払いとなった利用者への対応

7月30日から徴収誤りに係る返還手続を開始しており、令和3年8月9日現在、29件（48,420円）の申請を受理している。

(3) 再発防止に向けた取組

- ・ 他の駐車場においても点検を行い、同様の事案がないことを確認
- ・ 今後同様の事案が発生しないよう、本件事案について全庁に情報共有

(参考) 京都市御池駐車場における自動二輪車及び原動機付自転車駐車スペースの概要

開設日 平成27年4月1日(京都市御池駐車場は、平成9年5月29日に供用開始)

収容台数 403台(自動二輪車：125台、原動機付自転車：278台)

料金体系 一時利用(昼間：午前7時から午後10時まで) 100円/30分
(夜間：午後10時から翌日午前7時まで) 100円/60分